

◇大阪市児童手当法施行細則の一部を改正する規則

- 1 受給資格者が児童自立生活援助事業を行うものである場合における児童手当の受給に関する書類の提出方法を定めるとともに、規定を整備することにしました。
- 2 この規則は、令和6年10月1日から施行することにしました。

(こども青少年局子育て支援部管理課)